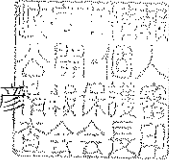


岐阜市行政第360号
平成24年2月20日

岐阜市長 細江茂光様

岐阜市情報公開・
個人情報保護審査会
会長 幅 隆彦



公文書公開請求に対する一部公開処分に関する
不服申立てについて（答申）

平成18年12月20日付け岐阜市ま開第200号で諮問のあった岐阜市長が行った一部公開処分の妥当性について、別紙のとおり答申します。

担当 行政部行政課法規係

答 申

第1 当審査会の結論

市長（以下「実施機関」という。）が行った平成18年10月24日付け岐阜市ま開第113号による公文書公開請求に対する一部公開処分は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

「平成18年10月24日付け岐阜市ま開第113号による公文書公開請求決定通知書記載の処分を取り消す。そして、正しい情報開示を実施する。」との決定を求める。

2 異議申立ての理由の要旨

異議申立人の主張する異議申立ての理由の要旨は、異議申立書によれば、次のとおりである。

開示された「計画概要」には、「建築計画概要を示す標識の写真」に合わせるように、後で、誰かが、何度も、加筆した部分が多数認められる。

この部分は、何時、誰が、何の目的のために加筆したものであるかを詳細に説明願う。

第3 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、陳述書及び口頭での陳述によれば、次のとおりである。

異議申立人は、公開された「計画概要」に「標識設置の写真」に合わせるように手書きにて記載された部分があることに対し、どのような経緯で加筆されたものであるか明らかにするように求めている。

この請求は、岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号。以下「条例」という。）による公文書公開決定に係る事項ではなく、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立て事項とはならない。

なお、計画概要書に手書きにて記載された部分については、市へ「計画概要」及び「標識設置の写真」を提出する際に、内容を確認するなかで訂正箇所があったため、建築主の担当者がその場で記入したものである。

第4 当審査会の判断

- 1 異議申立人は、公開された「計画概要」に「標識設置の写真」に合わせるように手書きにて記載された部分があることに対し、どのような経緯で加筆されたものであるか明らかにするように求めている。

この点について、公開された計画概要に手書きにより修正されている部分があることは認められる。

しかし、当該部分がどのような経緯で加筆されたものであるかは、条例に基づく公文書公開決定に係る事項ではない。

したがって、当審査会における審査の対象とはならない。

なお、計画概要に手書きにて修正された部分については、実施機関の陳述において、建築主の担当者が市へ書類を提出する際に、内容を確認する中で訂正箇所があったため、その場で修正したものであることが確認されている。

2 上記の理由により、第1のとおり判断する。

なお、異議申立人から口頭での意見陳述を希望する旨の申立てはあるものの、2回に渡り意見陳述の機会を付与したにもかかわらず、審査会への出席及び内容に関する意見陳述書の提出がなされなかったため、やむを得ず異議申立人からの陳述が無いまま答申するに至ったものである。

第5 審査会の審査経緯等

平成18年	10月9日	公文書公開請求
	10月24日	実施機関の一部公開決定
	11月17日	異議申立て
	12月20日	諮問
平成23年	12月22日	陳述書提出
	12月28日	異議申立人に陳述書の写しを送付
平成24年	1月24日	審査会開催。実施機関から意見聴取
	2月20日	審査会開催。答申